

もしも病気や障がいをもったら

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

身体に障がいのある方は「身体障害者手帳」、知的障がいがある方は「療育手帳」、精神障がいのある方は「精神障害者保健福祉手帳」を申請することができます。手帳を交付されると、障がいの程度に応じてさまざまな行政サービスを受けることができます。

- ◆身体障害者手帳 「1級～6級」
 - ◆療育手帳 「A」「B」
 - ◆精神障害者保健福祉手帳 「1級～3級」
- 詳しくは保健福祉課にお問い合わせください。



心身障害者医療費助成

問い合わせ先 町民税務課 TEL 33-3001

心身に障がいがかかえている方が必要な医療を安心して受けられるよう、医療費の自己負担額を助成するものです。（所得制限あり）

◆対象者

蔵王町に住所を有し、下記の手帳（証書）を交付されている方。

- ①身体障害者手帳「1級」、「2級」または内部機能障害で「3級」
- ②療育手帳「A」または「Bで職親に委託している方」
- ③特別児童扶養手当「1級」
- ④精神障害者保健福祉手帳「1級」



◆助成内容

入院・通院の保険診療にかかる自己負担額（他医療費助成・高額医療費・食事代などは除く）

※ただし、県外で受診した場合は、申請方法が異なりますのでお問い合わせください。

◆手続きに必要なもの

手帳（証書）、父母及び児童のマイナンバーカード、預金通帳、健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、来庁される方の身分証明書

※0歳から18歳までのお子さんは「子ども医療費助成」が優先になります。

特別児童扶養手当

問い合わせ先 子育て支援課 TEL 33-2122

この手当は、精神または身体に障がいをもつ児童に対して手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

◆支給対象者

国内に居住されている20歳未満で精神または身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等

◆支給制限

- 対象児童が児童福祉施設などに入所されているとき
- 対象児童が障がいを事由とする公的年金などを受給しているとき
- 申請者やその配偶者などに一定額以上の所得があるとき

◆手当額（令和7年4月現在、児童1人あたり）

特別児童扶養手当等級	支給額（月額）
特別児童扶養手当1級	56,800円
特別児童扶養手当2級	37,830円

◆支給時期

原則として、毎年4月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

◆手続きに必要なもの

申請者と対象児童の戸籍謄本、対象児童の障害程度についての医師の診断書（指定の様式）（身体障害者手帳、療育手帳を取得している人は、省略できる場合があります。）

申請者名義の通帳の写し、個人番号カードなど

蔵王町障がいを持つ児童の親グループ『ひまわり』

「ひまわりの会」は、お子さんの発達に気になる保護者が集まり、悩みを語り合ったり、情報交換をする会です。この会では保護者が元気になること、子どもたちが個々の適正や能力を生かして自立することを目指して活動しています。

◆対象

発達障害を持つお子さんの保護者の方だけでなく、類似の悩みや問題を抱えている保護者の方

◆内容

悩みの共有や情報交換、発達障害についての研修など

◆連絡先

保健福祉課 TEL 0224-33-2003



障害児福祉手当

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

障害児福祉手当は、在宅で特別の介護を必要とする障がいのあるお子さんに対して、その負担の軽減を図るために支給されるものです。

◆対象児童

精神または身体に1級及び2級の障害等級に該当する重度の障害をお持ちで、在宅で常時介護を受けることが必要な20歳未満の方。

◆手当額

(令和7年4月1日現在、児童1人あたり) 14,600円

◆支給時期

原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

◆手続きに必要なもの

受給対象児童の世帯全員の住民票、対象児童の障害程度についての医師の診断書(指定の様式)、扶養義務者の課税(非課税)証明書、対象児童名義の通帳の写し。

その他、手続きに必要なものがありますので、詳しくは保健福祉課にお問い合わせ下さい。

自立支援医療

問い合わせ先 保健福祉課 TEL 33-2003

《育成医療》

18歳未満のお子さんが、指定医療機関において、身体の障がいを軽くしたり回復させたりする治療を行う場合に必要な医療費を支給するものです。(世帯の課税状況に応じて、一部負担金があります。)

◆申請期間 治療を受ける前に申請が必要となります。

《注意》入院の場合は、退院後の申請は認められませんので、お子さんの入院前に申請してください。

《精神通院医療》

統合失調症、精神作用物質による急性中毒症またはその依存症、その他の精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が、通院によりその治療を指定医療機関で受ける場合に必要な医療費を支給するものです。(世帯の課税状況に応じて、一部負担金があります。)

◆申請期間 治療を受ける前に申請が必要となります。

※対象疾患などにつきましても、詳しくは保健福祉課にお問い合わせください。

身体障害者手帳・療育手帳を持つ方・各種手当などを受給する方の住所変更の手続きについて!

対象者の住所や同居するご家族の世帯構成が変わる場合は、変更となる届出が必要となりますので、各担当課へ必ずお申し出ください。